告示

○総務省告示第二百九号

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三条第一項の規定に基づき、住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和六十一年自治省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十四日　　総務大臣　川端　達夫

第３の１中「第25条まで」の次に「及び第30条の46から第30条の48まで」を加える。

第４の１⑴中「氏名」の次に「（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）のうち、その者に係る住民票に通称（令第30条の26第１項に規定する通称をいう。）が記載されている者については、氏名及び当該通称）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。

○総務省告示第二百十号

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）第五条の二第一項、第七条、第十二条及び第四十二条の規定に基づき、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十四日　　総務大臣　川端　達夫

第１の２中「第12条の２」を「第12条の４」に改め、「交付をいう。以下同じ。）」の次に「、戸籍の附票記載事項通知（法第19条第１項の規定による通知をいう。以下同じ。）」を加え、「転入転出の特例」を「転入届の特例」に改める。

第３の３⑶中「並びに第６の５⑶及び⑷」を「、戸籍の附票記載事項通知並びに第６の６⑶及び⑷」に改める。

第４の６⑵ア中「をいう。以下同じ。）」の次に「又は戸籍の附票システム（電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、戸籍の附票に関する記録を管理し、及び戸籍の附票に関する事務を処理するためのシステムをいう。）」を加える。

第６の４⑴中「第15条の２第１項」を「第15条の３第１項」に改める。

第６の４⑵中「第15条の２第２項」を「第15条の３第２項」に改める。

第６の８を第６の９とし、第６の７を第６の８とし、第６の６⑴中「事項（」の次に「令第30条の26第７項の規定により法第30条の５第１項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第７条第１号に掲げる事項及び通称（令第30条の26第１項に規定する通称をいう。）並びに法第７条第２号、第３号、第７号及び第13号に掲げる事項とする。」を加え、第６の６を第６の７とする。

第６の５の見出しを「転入届の特例」に改め、第６の５⑴の見出し中「付記転出届又は世帯員に関する付記転出届」を「住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転出届」に改め、第６の５⑴中「付記転出届（法第24条の２第１項に規定する付記転出届をいう。⑴及び⑶において同じ。）」及び「付記転出届又は世帯員に関する付記転出届（法第24条の２第２項に規定する世帯員に関する付記転出届をいう。）」を「住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転出届」に改める。

第６の５⑵中「住民票の異動処理に基づき、」を削り、「第24条の４に規定する事項（⑷及び⑸において「転出証明書情報」という。）を」を「第24条の３第１号から第７号までに規定する事項（同条第７号に規定する事項（⑵において「カード管理情報」という。）については、住民基本台帳カードの交付を受けている者に限る。⑷及び⑸において「転出証明書情報」という。）のうち同条第１号から第６号までに規定する事項については、住民票の異動処理に基づき、」に、「入力すること」を「入力することとし、カード管理情報については、コミュニケーションサーバにおいて編集すること」に改める。

第６の５⑶の見出し中「最初の転入届」の次に「又は最初の世帯員に関する転入届」を加え、第６の５⑶中「⑸において同じ。）」を「⑶及び⑸において同じ。）又は最初の世帯員に関する転入届（法第24条の２第２項に規定する最初の世帯員に関する転入届をいう。⑶及び⑸において同じ。）」に、「付記転出届」を「当該最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届に係る転出届」に改める。

第６の５⑸中「住民基本台帳カードを回収する」を「法第30条の44第６項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた場合は、同項に規定する措置を講じ、これを返還する」に改め、「（法第24条の２第２項に規定する最初の世帯員に関する転入届をいう。）」を削る。

第６の５を第６の６とする。

第６の４の次に次のように加える。

５　戸籍の附票記載事項通知

住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、コミュニケーションサーバを介して当該修正すべき事項を本籍地の市町村長に通知すること。

附　則

この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。

○総務省告示第二百十一号

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）第四十四条の規定に基づき、住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成十五年総務省告示第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十四日　　総務大臣　川端　達夫

第１の８中「第30条の44第８項」を「第30条の44第12項」に改める。

第２の２⑴ア中「第45条第１項又は第２項」を「第43条第１項又は第２項」に改める。

第２の２⑺ア中「氏名」の次に「、通称（令第30条の26第１項に規定する通称をいう。）」を加える。

第３の１⑴ア中「市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」を「法第30条の44第１項に規定する住所地市町村長（特別区の区長を含む。以下「住所地市町村長」という。）」に改める。

第３の１⑵ア中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、第３の１⑵イ中「市町村長」を「住所地市町村長」に、「第30条の18第１項」を「第30条の17第１項」に改め、第３の１⑵ウ中「市町村長」を「住所地市町村長」に、「第30条の19第１項」を「第30条の18第１項」に改め、第３の１⑵エ及びカ中「市町村長」を「住所地市町村長」に改める。

第３の１⑶イ中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、第３の１⑶の次に次のように加える。

⑷　住民基本台帳カードの継続利用

ア　市町村長は、法第30条の44第６項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた場合は、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、券面事項確認情報の変更を行い、券面事項確認利用領域に記録するとともに、住民基本台帳カードの裏面の追記欄に必要な事項を記載し、これを返還すること。

イ　アの処理の実施及びアの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施すること。

第３の２の見出し中「発行した」を削り、第３の２⑴ア中「市町村長」を「住所地市町村長」に、「発行した」を「当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る」に改め、第３の２⑴イを削り、第３の２⑴ウ中「市町村長」を「住所地市町村長」に、「発行した」を「当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る」に、「第30条の25第１項」を「第30条の24第１項」に改め、第３の２⑴ウを第３の２⑴イとし、第３の２⑴カを第３の２⑴クとし、第３の２⑴オを第３の２⑴キとし、第３の２⑴エ中「発行した」を「管理する」に、「第30条の25第３項」を「第30条の24第６項」に改め、第３の２⑴エを第３の２⑴カとし、第３の２⑴イの次に次のように加える。